

平成23年度税制改正要望

= 重点項目より =

平成22年9月1日
日本医師会

重点項目より

1. 消費税
2. 事業税
3. 四段階制

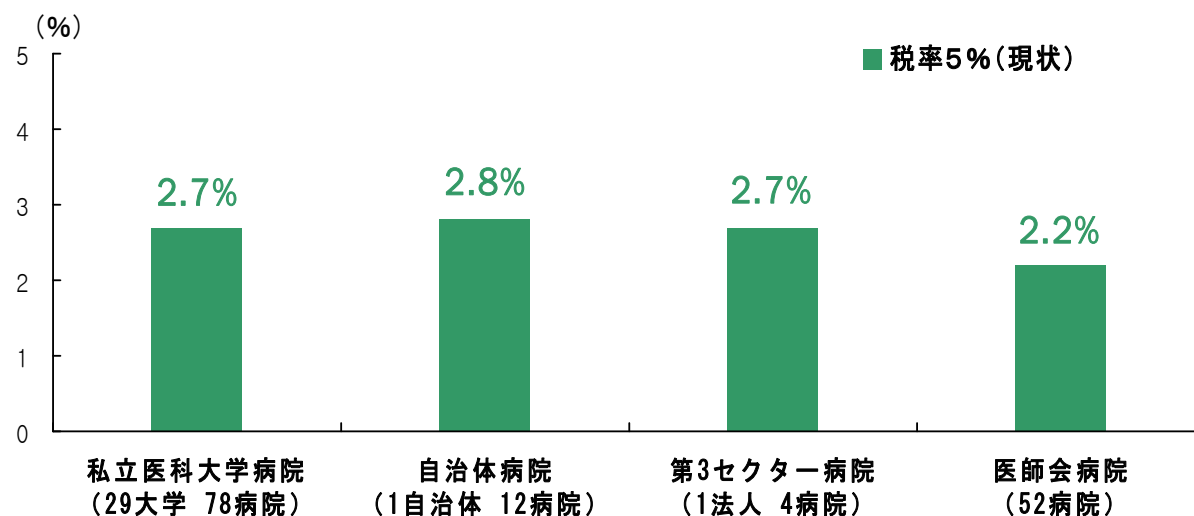
1. 消費税

- ・社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善（創設 ー消費税ー）
- ・上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設（創設 ー消費税ー）

控除対象外消費税・負担の現状

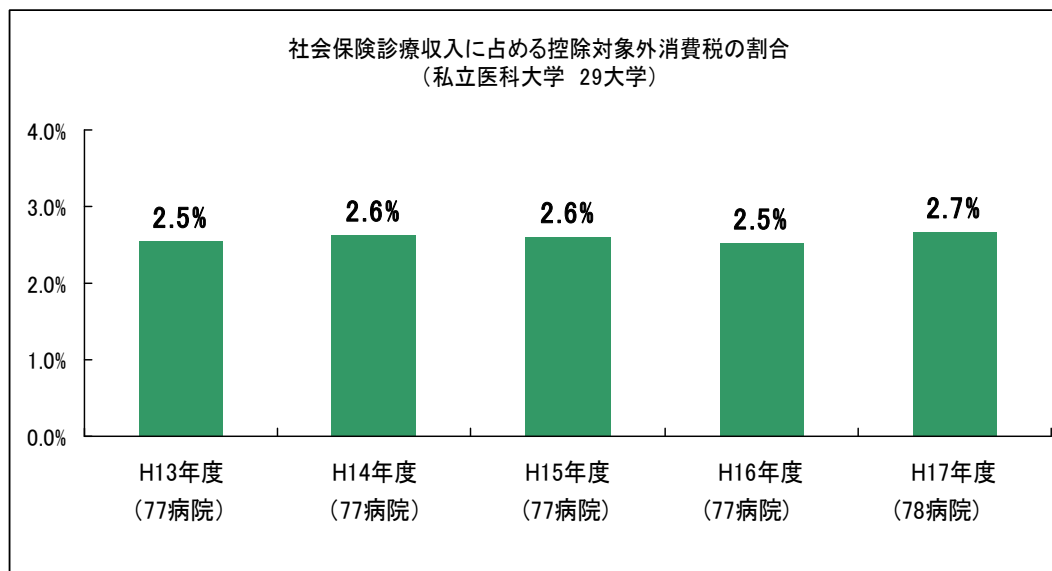
控除対象外消費税の負担は、社会保険診療報酬の2%を上回っている(病院)。

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合(平成17年度)



	私立医科大学病院	自治体病院	第3セクター病院	医師会病院
1病院当り 控除対象外消費税 (百万円)	366.6	223.5	128.9	51.1

経年推移をみても社会保険診療収入の2.5%~2.7%の割合で控除対象外消費税が発生している(私立医科大学病院)。決して臨時的な大規模投資による負担ではない。

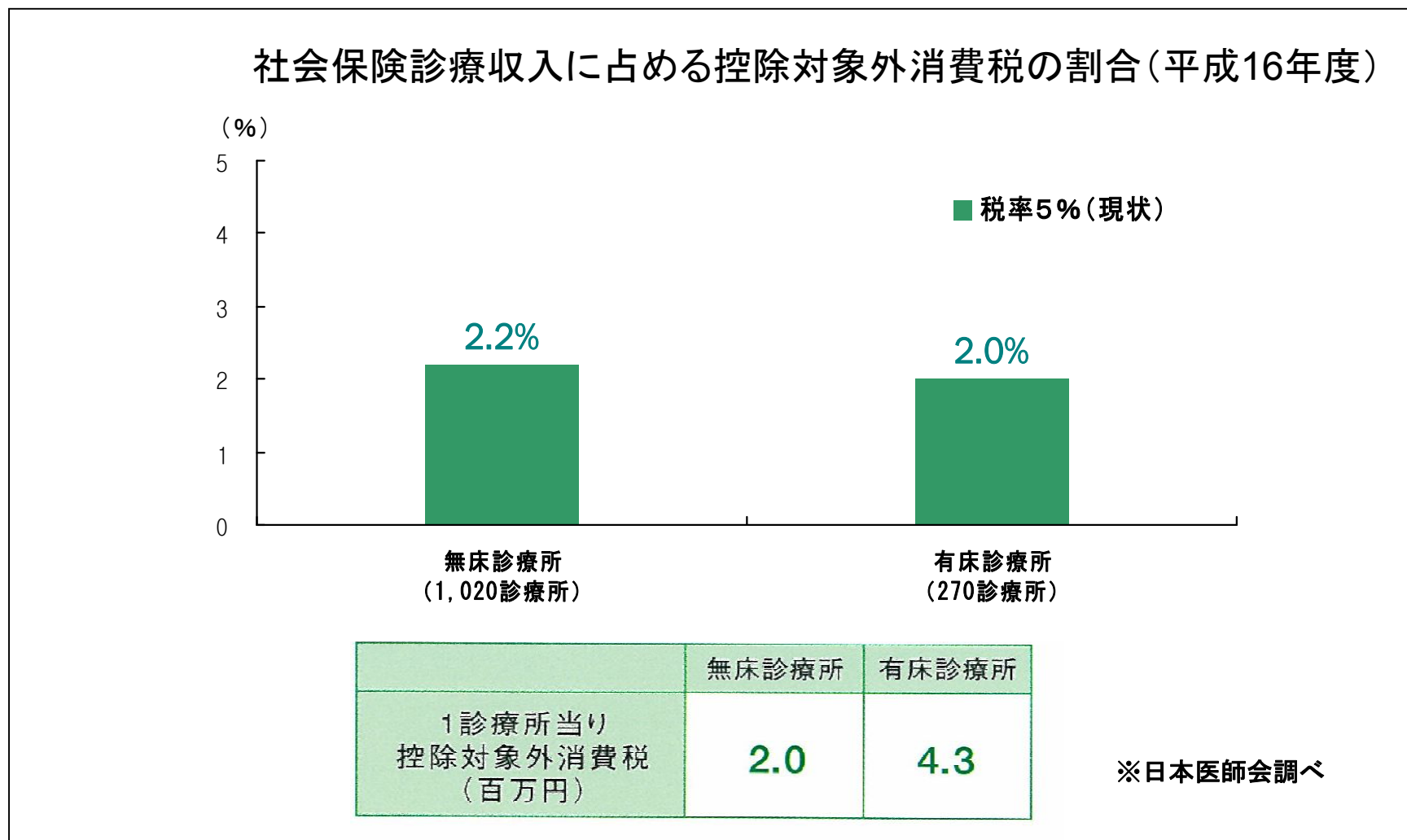


(金額単位:百万円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
大学数	29	29	29	29	29
病院数	77	77	77	77	78
社会保険診療収入(総額)	997,293	994,214	1,026,837	1,045,291	1,076,539
控除対象外消費税額(総額)	25,332	26,073	26,713	26,371	28,597
1大学当り控除対象外消費税額	874	899	921	909	986
1病院当り控除対象外消費税額	329	339	347	342	367
社会保険診療報酬に占める 控除対象外消費税額の割合	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%

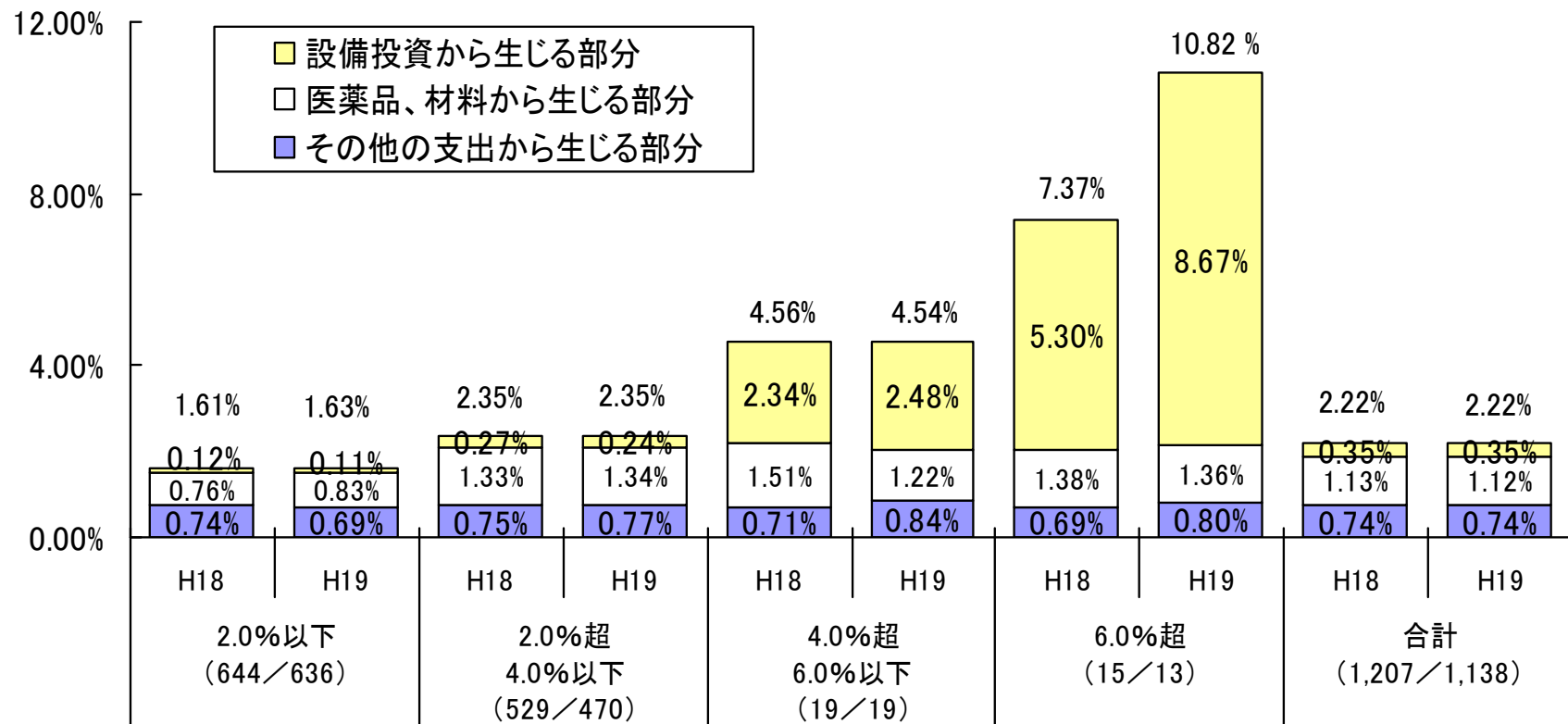
控除対象外消費税・負担の現状

診療所でも、控除対象外消費税は社会保険診療報酬の2%以上。



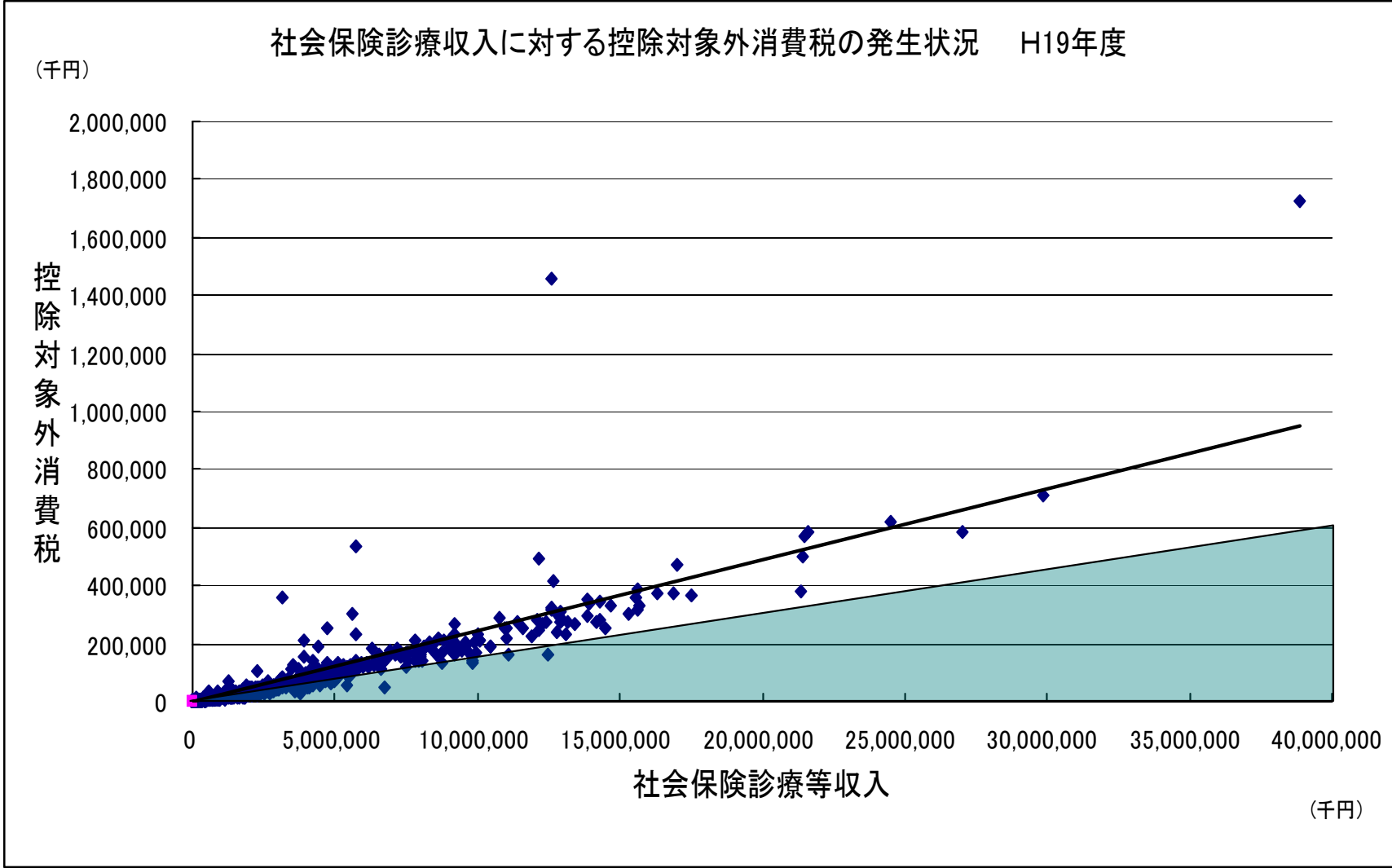
消費税実態調査より (1)

病院・診療所 社会保険診療等に占める控除対象外消費税の負担割合

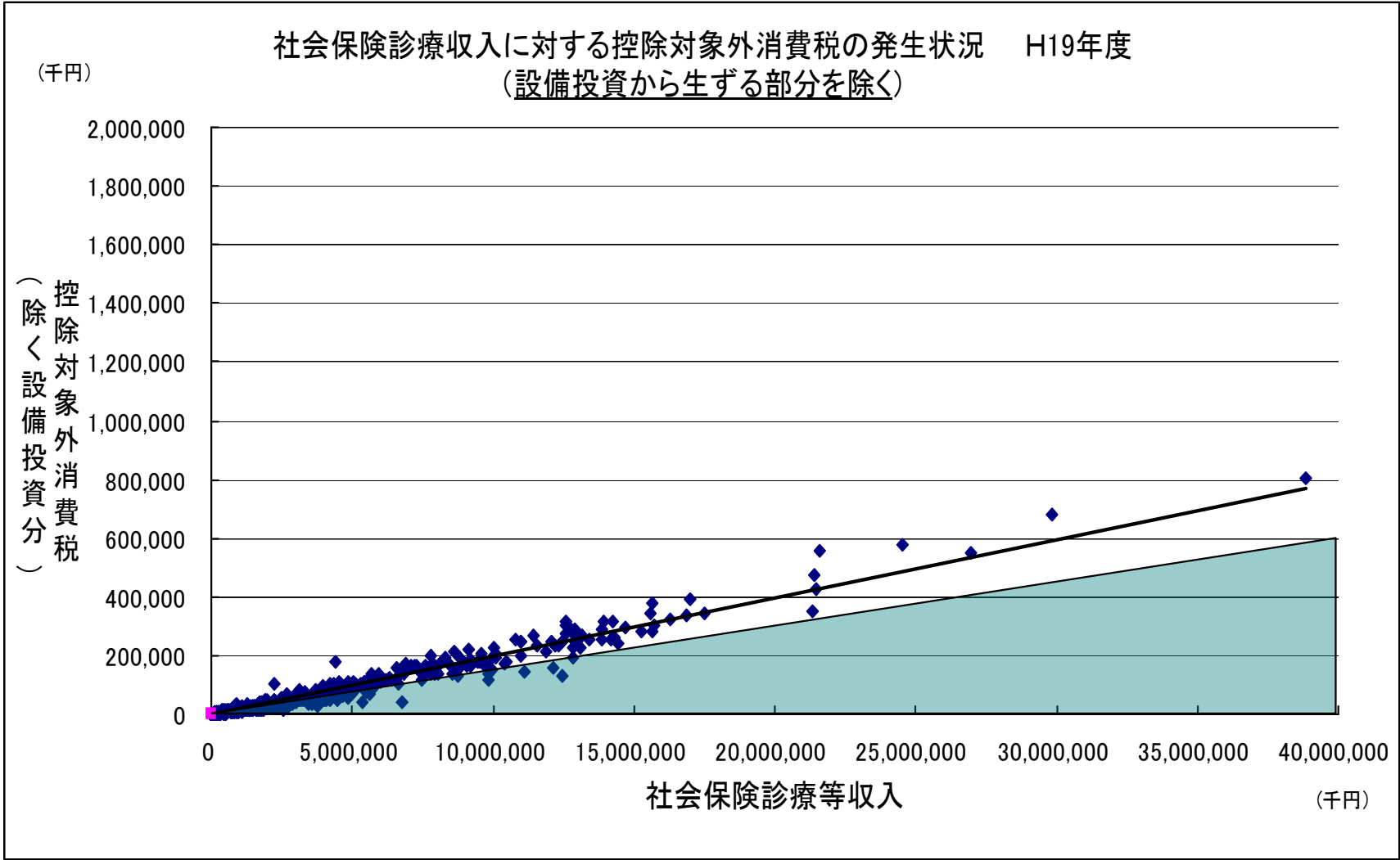


*横軸()内の数字は医療機関数(H18年度/H19年度)

消費税実態調査より (2)



消費税実態調査より (3)



診療報酬における補填？

控除対象外消費税の問題に対して、過去において、
診療報酬に1.53%が上乘せされ、解決済みとされてきた・・・？

平成元年 診療報酬改定

改定率(全体): 0.76%

診療報酬(本体): 0.11%

薬価 : 0.65%

平成9年 診療報酬改定

改定率(全体): 0.77%

診療報酬(本体) : 0.32%

薬価 : 0.40%

特定保険医療材料 : 0.05%

合計 **1.53% 上乘せ**

☞ 前述のデータから分かるように、
1.53%の補填では、不十分だったことは明らか。

診療報酬における補填？

診療報酬(本体)に上乘せされた0.43%(H元年0.11%、H9年0.32%)は、その後の改定でなくなってしまう可能性が大きい。また、そもそも上乘せされた項目は、合計36項目に過ぎない。

平成元年及び平成9年に改定された代表的な診療報酬点数項目

1. その後、改定で包括されてしまった点数項目：

入院時基本診療料 基準寝具加算【平成元年対応：+1点】

2. その後、改定で下げられてしまった点数項目：

血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(定量)【平成元年対応：+5点】

3. その後、改定で無くなってしまった点数項目：

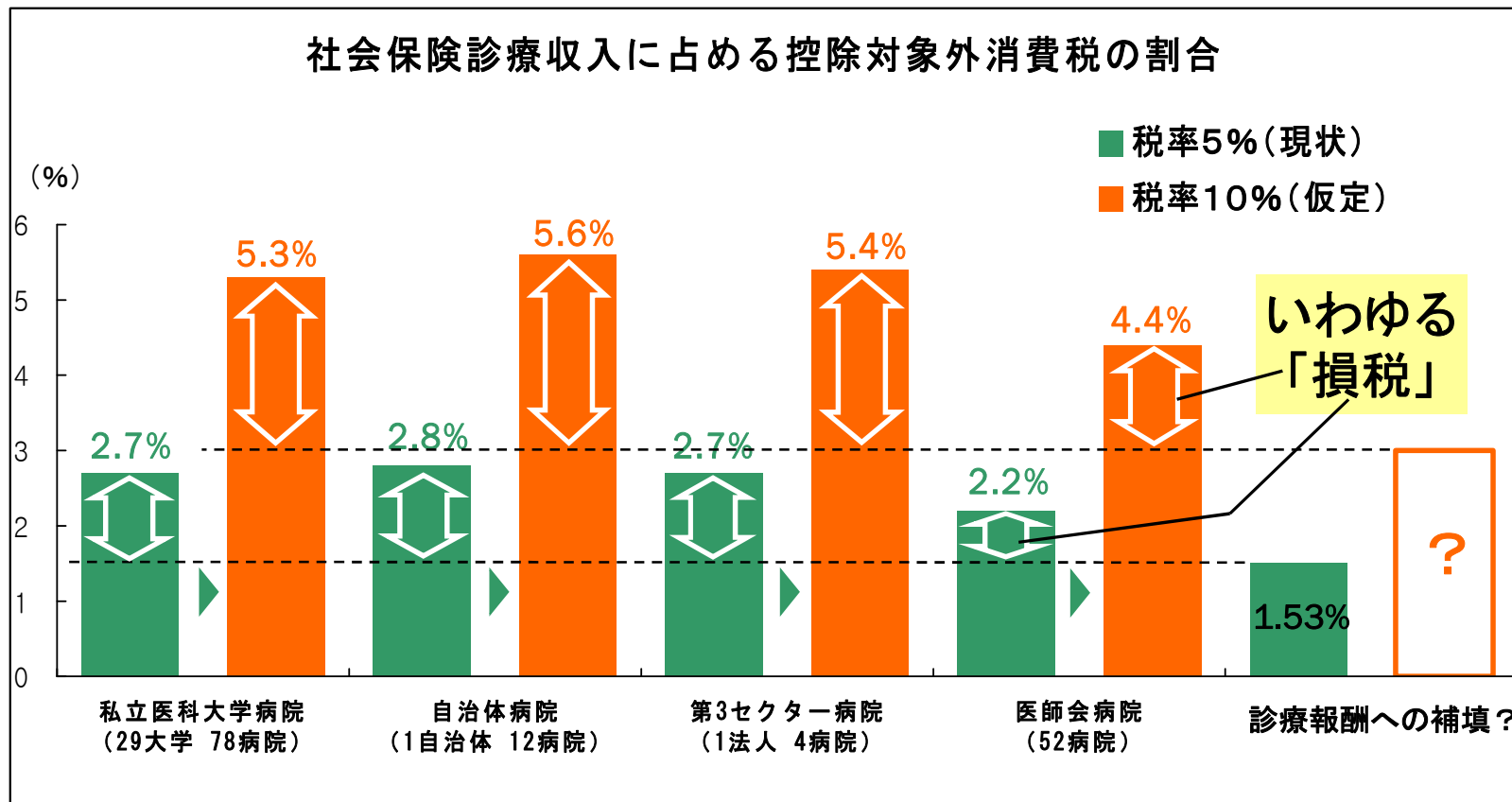
注射料 点滴回路加算【平成元年対応：+1点】

4. もともと消費税と全く関係のない点数項目：

マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔【平成9年対応：+300点】

消費税率引き上げとその影響

- 仮に、1.53%が現在でも補填されているとしても、1.53%では、不十分だったことは明らか。
この不足は、消費税率が上がれば拡大する。



※診療報酬補填は、厳密には101.53分の1.53となるが、便宜上「1.53%」と表記している。

仮に、2.20%の控除対象外消費税が医療機関に生じているとすると、1.53%の上乗せが補填されているとしても、0.67%の負担が、医療機関に生じていることになる。
すなわち、医療機関全体の負担額は、約2,200億円(平成20年度国民医療費の動向より試算)にもなる。

- 医療機関は長年に亘り多額の控除対象外消費税を負担
- 控除対象外消費税は医療機関の経営を圧迫する大きな原因

控除対象外消費税は医療提供体制確保のため抜本的に解決すべき問題

2. 事業税

社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続
(存続 ー事業税ー)

医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続
(存続 ー事業税ー)

事業税非課税措置について

1. 社会保険診療は、**公定価格**により国民皆保険制度を支えている公共性の高い事業です。そのために非課税とされています。

☆他の公共的事業とは異なります。

- ・弁護士(自由料金)
- ・電気・ガス(配当可、独占的大企業)

2. 医師は、行政サービスに貢献しています。

- ・**公共的行政サービス**

(休日救急医療、学校医、予防接種、住民健診など地域医療活動)

- ・**その他**

〔ある地域医師会の例では、防災会議、市民マラソン、親子支援事業等
60以上の行政サービスに参加協力し、地域住民活動を支えています。〕

3. 事業税が課税となれば、**経営基盤が揺らぎ、地域医療に混乱を来すこと**となります。

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（1）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルパス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症患者医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	DPC（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルパス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する擁護に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレママプレパパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

3. 四段階制

社会保険診療報酬にかかわる所得計算の特例措置
(いわゆる四段階制)の存続

(存続－所得税・法人税－)

社会保険診療報酬の所得計算の特例 (いわゆる四段階制)の利用状況等に関する調査より

平成22年6月実施、調査対象:診療所2000件(個人立1500, 法人立500)、郵送調査。※前回は平成20年7月実施。

・調査の主な結果

- ・社会保険診療収入が5,000万円以下の日本医師会会員の開業医師(個人)における適用率は56.9%(前回48.2%)である。
- ・70歳以上の高齢医師の割合は、特例適用者(個人)では52.8%で、回答者(個人)全体では34.9%(前回はそれぞれ、49.7%、35.0%)となっており、高齢の開業医師における四段階制の必要性の高さを示している。
- ・仮に特例が廃止となった場合、特例適者(個人)のうち、「事業継続困難の恐れあり」または「現在のような医療提供が困難の恐れあり」の回答が76.4%。しかも、小規模であるほど、また、高齢医師ほど、より深刻に受けて止めている。

調査の結果、四段階制が、小規模または高齢医師に広く利用されている実態が明らかとなり、特例が廃止となった場合の影響は小規模または高齢医師についてより深刻である。

これらのことから、四段階制が、小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにするという政策目的を果たし、地域医療の確保において、必要不可欠な施策であることが明らかとなった。

平成23年度 医療に関する税制に対する意見(項目)

日本医師会
平成22年8月

(「重点」の記載があるものは、「平成23年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

○医業経営

重点 ・ 消費税対策

- ①社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善。
- ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。

重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。

○医療法改正に伴う経過措置

重点 ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

- ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

○勤務環境

- ・ 事業所内託児所の税制措置

①事業所内託児所の固定資産税等軽減。

②子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限延長。

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。
- ・ 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。

○患者健康予防

- ・ がん検診への医療費控除適用。

重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。

○少子化

- ・ 産科医療対策

① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。

② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。

③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

○社会医療法人

- 重点 ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄付者に対する税制措置。
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。
- ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

○医療施設・設備

- 重点 ・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。
- 重点 ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長。
- 重点 ・ 療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。
- 重点 ・ 中小企業投資促進税制の拡充。
- 重点 ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- 重点 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

○その他

- 重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
- ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。
 - ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。
- 重点 ・ 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。
- ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。
- 重点 ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
- (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

平成23年度

医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成22年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成23年度に行われるよう強く要望します。

【目次】

医業経営

- 消費税対策
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善。 …… 1
上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。
- 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 …… 2
- 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 …… 2

医療法改正に伴う経過措置

- 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 …… 3
- 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。 …… 5
移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

勤務環境

- 事業所内託児所の税制措置
事業所内託児所の固定資産税等軽減。 …… 6
子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限延長。
- 勤務医師に対する所得税軽減。 …… 7
- 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。 …… 7

患者健康予防

- ・ がん検診への医療費控除適用。 …… 8
- ・ たばこ税の税率引き上げ。 …… 8

少子化

- ・ 産科医療対策
分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 …… 9
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄付者に対する税制措置。 …… 10
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 …… 11
- ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。 …… 11

医療施設・設備

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。 …… 12
- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長。 …… 13
- ・ 療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。 …… 13
- ・ 中小企業投資促進税制の拡充。 …… 14
- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限延長及び拡充。 …… 15
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。 …… 15
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 …… 16
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 …… 16

その他

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 …… 17
- 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。 …… 17
- 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。 …… 18
- 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。 …… 19
- 介護費用に係る所得控除制度創設。 …… 19

- 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。 …… 20
 - (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における
 利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

医業経営

- ・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善すること。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。

- 消費税 -

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3% 5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、たとえば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

また、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

- 事業税 -

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の2、第72条の23、第72条の49の8、医療法第7条第5項)

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

- 事業税 -

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の24の7、医療法第7条第5項、第39条、第54条)

(参考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人 (医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

- 相続税・贈与税 -

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1)個人

医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持

分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法(評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配 <0> とする評価)に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率 0.7~0.5 を 0.5 に統一すること。

基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

(相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194-2)

(参考 1) 医療法人の出資の評価(平成 20 年度改正)

医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

(参考 2) 地上権の評価

地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

(残存期間)	(割合)
10 年以下	0.05
10 年を超え 15 年以下	0.1
15 年を超え 20 年以下	0.2
20 年を超え 25 年以下	0.3
25 年を超え 30 年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30 年を超え 35 年以下	0.5
35 年を超え 40 年以下	0.6
40 年を超え 45 年以下	0.7
45 年を超え 50 年以下	0.8
50 年を超えるもの	0.9

・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

- 相続税・贈与税・所得税・法人税 -

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。

経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

勤務環境

・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。

固定資産税等について軽減措置を講ずること。

子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長すること。

- 法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長することを要望します。

(租税特別措置法第46条の4)

(参考)

子育て支援税制の概要

1. 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たす青色申告法人の事業所内託児施設の設置を促進するため、特別償却20%(常時雇用する労働者の数が300人以下である法人は30%)。
2. 適用事業年度
適用対象資産を取得した日を含む事業年度開始から5年間。
3. 適用対象資産
託児施設で、その行動計画書に従って取得し、又は建設したもののうち一定のもの。

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

所得税

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

(所得税法第9条、第28条)

- ・ 地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合には、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

- 所得税・法人税 -

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合には、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

患者健康予防

- ・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

- 所得税 -

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分そのの対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

- たばこ税・地方たばこ税 -

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率(＊)

原則として千本につき、たばこ税 3,552 (5,302) 円、道府県たばこ税 1,074 (1,504) 円、市町村たばこ税 3,298 (4,618) 円。

＊平成 22 年 8 月現在の税率。()内は、平成 22 年度税制改正後の税率(平成 22 年 10 月 1 日から施行)。

少子化

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

事業税・法人税・所得税 -

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%減税措置を講ずるよう要望します。

社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずること。

個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

- 所得税・法人税・相続税 -

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 70 条）

・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

- 法人税 -

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

・ 社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

- 法人税 -

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号チ）

医療施設・設備

・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

- 所得税・法人税 -

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長することを強く要望します。

（措置法第12条の2、第45条の2第1項、第10条の3第1項第1号、第42条の6第1項第1号）

（参考）医療用機器の特別償却率（適用期限：平成23年3月31日）

	現行	要望
(1) 医療用機器（注1）の特別償却率		
以外の医療用機器	14%	30%
医療の安全確保に資する医療用機器（注2）	20%	40%
新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器（注3）	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

（注1）

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

（注2）

<対象機器> シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコ

ール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

（注3）

<対象機器> 簡易陰圧装置

・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。

- 所得税・法人税 -

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

（措置法第 45 条の 2 第 3 項、第 12 条の 3）

（参考）特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）

・ 健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

- 法人税 -

平成 19 年度の改正で、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換について、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

（措置法第 45 条の 2 第 2 項）

（参考）特別償却率は、基準取得価額の 15%（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）

青色申告法人に限定。

・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用対象を拡充すること。

- 所得税・法人税 -

中小企業投資促進税制は、平成 22 年度改正で適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6)

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)
2. 対象設備
 - (1) 全ての機械・装置
 - (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
 - (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75%が対象)
3. 取得価額
 - (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
 - (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
 - (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめくり、実務において訴訟(東京高裁平成 21 年(行コ)第 73 号平成 21 年 7 月 1 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

- **所得税・法人税**

京都議定書のCO₂排出削減目標達成が危ぶまれる中、医療機関として社会的責任を果たすため、CO₂削減に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

そこで、病院等のCO₂削減の取り組みを支援するため、エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限(平成23年3月31日)を延長するとともに、適用対象を拡充することを要望します。

(措置法第10条の2、措置法第42条の5)

(参考)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の概要(適用期限:平成23年3月31日)

1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却については初年度全額償却可又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備(抜粋)
 - (1) エネルギー有効利用付加設備等:高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、高効率照明装置など
 - (2) 電気・ガス需要平準化設備:蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
 - (3) 新エネルギー利用設備等:太陽光発電設備など

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

- **固定資産税・都市計画税** -

ほとんどの自治体において、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第6条、第367条)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

- 所得税・法人税 -

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。
（耐用年数省令別表第一）

（参 考） 病院・診療所用建物の耐用年数

（ 区 分 ）	（ 現 行 ）	（ 要 望 ）
○病院・診療所用建物		
・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39 年	31 年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

- 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- （ 1 ）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- （ 2 ）耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

- 所得税・法人税 -

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第26条、第67条)

(参考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

- ・ 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

- 所得税 -

医療法人設立等のために医業用資産(土地、建物、医療機器等)を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

- ・ 医療法人の法人税率を 30% から 22% に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

- 法人税 -

医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30% から特例民法法人の法人税率と同率の 22% にするよう要望します。

租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

（法人税法第 66 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ロ、措置法第 42 条の 3 の 2、措置法第 67 条の 2、医療法第 39 条、医療法附則第 10 条）

（参 考）法人税率

（区分）	（現行税率）	（要望税率）
普通の医療法人	30%	22%
（中小の医療法人で年 800 万円以下の所得	18%	10% ）
特定医療法人	22%	非課税
（年 800 万円以下の所得	18%	非課税）

（注） 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

- ・ 人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、適用対象者を拡充する措置を講ずること。

- 所得税・法人税 -

人材投資促進税制は、平成 21 年度税制改正で、適用期限が平成 23 年 3 月までに延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、勤務医師等の知識・技能の習得向上のため人材投資への積極的な投資が必要です。

また、現行の制度において、一定の規模を超える医療機関は適用対象外となりますが、これらの医療機関にとっても人材投資は極めて重要であります。

したがって、人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、全ての医療機関が当該制度の適用を受けることができるよう適用対象者を拡充する措置を講ずることを要望します。

(措置法第 10 条の 4 第 6 項、第 42 条の 7 第 5 項)

(参考) 人材投資促進税制の概要

- ・ 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15% 以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率 (8% ~ 12%) を乗じた金額を税額控除できる。

(注) 税額控除率は、次の通りとする。

$$8\% + (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\%) \times 40$$

- ・ 中小企業者とは、下記の通り。
 - 常時使用する従業員の数が千人以下の個人。
 - 資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人または資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

- ・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。

- 所得税 -

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要介護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除制度の創設を要望します。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
 - (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。
 - **所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税** -

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。

特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。

医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。

医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

(地方税法第73条の4第1項第4号の7、第348条第2項第10号の6、地方税法施行令第36条の10、第49条の15、地方税法施行令附則第24条)

(3) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(4) 地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成 20 年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に少なからぬ負担となることを見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになりかねません。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

(所得税法第 11 条、別表第一、附則第 8 条)